エコマーク商品類型No.101「かばん・スーツケースVersion1.6」認定基準書

D.合成皮革／人工皮革製かばん

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

１．認定基準制定の目的

“かばん”は、旅行や通勤・通学などで毎日のように使用される、消費者にとって非常に身近な製品である。本商品類型は、環境に配慮した材料を使用した“かばん”にエコマークを付与し、これを消費者に推奨することにより幅広い層の環境マインドを喚起し、もって国民一人ひとりの環境に配慮した行動につなげていくことを目的とする。

２．適用範囲

外面積（取っ手その他の付属品が取り付けられていない状態における外面（たれで被覆される部分を除く））の **70%以上が合成皮革または人工皮革製**のかばんであって、「日本標準商品分類」に基づく「袋物（ハンドバッグ、小物入れ（札入れ、がま口、名刺入れ、定期入れなど）、たばこケース、ファッションバッグ」、「旅行用かばん（スーツケースを除く）」、「事務用かばん」、「学生かばん」、「スポーツ・レジャー用かばん」、「楽器用ケース」、「光学機器・ラジオ用ケース」、「職業用かばん」、「その他のかばん」のうち、別表１に示す製品。

３．用語の定義

再生材料	ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料からなり、通常は廃棄物として処理・処分されるものを原料として有効利用した材料。リサイクルまたは製造工程のために、新規の原料に替わる原料として、収集及び分別などの再生工程を経たもの。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する端材などの材料または不良品であり、収集及び分別などの再生工程を経た材料。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
再生プラスチック材料	高分子物質を主成分とする再生材料。マテリアルリサイクルの過程で、ポリマーと分別することのできない可塑

	剤などの添加材が混合している再生材料も再生プラスチック材料とする。
合成皮革	織物や編物、不織布などの基材（基布）にポリウレタン等の樹脂を含浸または表面に塗布し、外観や手触りを天然皮革の風合いに近づけたもので、基材に特殊不織布**以外**のものを用いたもの。
人工皮革	織物や編物、不織布などの基材（基布）にポリウレタン等の樹脂を含浸または表面に塗布し、外観や手触りを天然皮革の風合いに近づけたもので、基材に特殊不織布を用いたもの。
特殊不織布	ランダム三次元立体構造を有する繊維層を主とした基材にポリウレタンまたはそれに類する可撓（かどう）性を有する高分子物質を含浸させたもの。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
長期使用設計（ロングライフデザイン）	耐久性や機能の向上によって、消費者が製品を使用できる期間を延長することで、結果として資源及び廃棄物の削減（リデュース）につながる設計。
プラスチック	単一もしくは複数のポリマと、特性付与のために配合された添加剤、充填材からなる材料。
ポリマ	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。
付属品	持ち手、肩掛けベルト、キャスター、内装用品をいう。
リサイクル	マテリアルリサイクルのことをいい、材料としてのリサイクルを指す。エネルギ回収や油化、ガス化、高炉還元、コークス炉化学原料化を含まない。ただし、ポリマーを解重合して得たモノマを原料として重合して得たポリマーは、マテリアルリサイクルに含む。

４．認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) 製品は、別表2「長期使用設計チェックリスト」において、10ポイント以上の項目に適合すること。

【証明方法】
本項目への適合を付属証明書に記載すること。および別表2「長期使用設計チェックリスト」へ必要事項を記入し、必要な添付資料を添えて、提出すること。

(2) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の

大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。
また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】
最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業代表者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。
また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)
   1)工場が立地している地域に関係する環境法規等の一覧
   2)実施体制(組織図に役割等を記したもの)
   3)記録文書の保管について定めたもの
   4)再発防止策(今後の予防策)
   5)再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

(3) 製造にあたって、別表3に掲げる特定フロン（CFC5種）、その他のCFC、四塩化炭素、トリクロロエタンおよび代替フロン（HCFC）を使用しないこと。

【証明方法】
最終製造工場は、上記の物質を使用していないことの証明書を提出すること。

(4) プラスチック材料に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物は、申し込む製品に関連した業界自主基準などによって定められたポジティブリストに従うこと。該当する業界自主基準が定められていない場合には、類似した製品の業界自主基準に従うこと。
ただし、ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物を使用する場合には、その添加剤がISO 8124‐3（一致規格：88/378/EECEN71‐3）

に定める有害物質の要件を満たすことで良い。

【証明方法】
各製造工程担当事業者は、製品に使用する可塑剤、色材、安定剤、滑剤などのプラスチック添加物が、ポジティブリストに従っていることの証明書を提出すること。ポジティブリストに挙げられていないプラスチック添加物については、ISO 8124‐3（一致規格：88/378/EEC EN71‐3）に定める有害物質の要件を満たすことの試験結果を提出すること。

(5) 製品の処方構成成分としてカドミウム（Cd）、鉛（Pb）、六価クロム（Cr6+）、水銀（Hg）およびそれらの化合物を添加しないこと。

【証明方法】
申込者は、製品の製造において、該当する化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。

(6) 製品の処方構成成分としてIARC によって1、2A、2B に分類されている物質を添加しないこと。ただし、製造工程において、重合反応によりポリマを形成させる用途で使用される化学物質（塩化ビニルモノマー、スチレンなど）を除く。

【証明方法】
申込者は、申し込み商品が本基準項目に該当するかどうかを付属証明書に記載し、該当する場合は、製品の製造において、各基準項目に定める化学物質が処方構成成分として添加していないことを示す証明書を提出すること。

(7) 製品のホルムアルデヒドの含有は、対象製品ごとに表1の基準値に適合すること。

表1　ホルムアルデヒドの含有基準

物質名	対象製品			試験方法
	乳幼児 (24ヶ月未満)	成人 (皮膚接触＊1)	成人 （その他）	
ホルムアルデヒド	検出せず	75mg/kg 以下	300mg/kg 以下	厚生省令第34号 ISO/TS 17226 DIN 17226

＊1…直接肌に触れる可能性の高い製品

【証明方法】
製品のホルムアルデヒドの含有について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

(8) 製品に使用されるプラスチック材料(本項では、繊維としての樹脂を含む)は、

ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】
製品に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

(9) 製品の包装に使用されるプラスチック材料は、ポリマー骨格にハロゲン元素を処方構成成分として添加していないこと。なお、製品の包装とは、最終消費者に対する1販売単位をさす。

【証明方法】
包装に使用されるプラスチック材料について、ポリマー骨格へのハロゲン元素の添加の有無を付属証明書に記載すること。

(10) 申込者は、エコマーク認定製品の長期使用のための体制を整備していること。体制の整備として、以下の要件を満たすこと。

・製品は機能回復のための修理（把手、ファスナー、裏地などの補修や交換など）が可能であり、申込製品の生産中止後、最低5年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと。また、その情報提供を行っていること。
・ボタンなど付属品の交換システム（交換サービスは除く）が整っていること。また、その情報提供を行っていること。

【証明方法】
以下の内容をユーザに情報提供する文書（取扱説明書、カタログなど）を提出すること。

・申込者が発行する、申込製品の生産中止後、最低5年間は、申込製品のユーザの依頼に応じて修理を行うこと
・ボタンなど付属品の交換システム（交換サービスは除く）が整っていること

(11) 把手、ファスナー、肩掛けベルト部分に金属（鍍金を含む）を使用する製品は、使用する金属の種類および金属アレルギーに関する情報を取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに記載していること。

【証明方法】
上記の情報を記載した該当部分（写しでも可）を提出すること。

記載例；「この製品は、把手部分に金属を使用しています。金属は、体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがありますので、異常を感

じたらご使用をおやめください（持ち手部分：チタン製）」

4-2. 品質に関する基準と証明方法

(12) 製品の品質については、業界の自主的な規格などに適合していること。

【証明方法】
該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

５．商品区分、表示など

(1) 商品区分(申込単位)は別表1に示す対象製品毎で、かつ、ブランド名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。

(2)マーク下段の表示は、下記に示す環境情報表示とする。環境情報表示は、矩形枠で囲んだものとし、申込者の選択により「長期使用設計」または「ロングライフデザイン」と記載するものとする。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011年3月1日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（Bタイプの表示）を行うことも可とする。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

エコマーク商品類型No.118「再生材料を使用したプラスチック製品」、同「プラスチック製品Version2」の認定商品に限っては、本商品類型のマーク下段表示においても、これまでどおり前商品類型でのマーク下段表示およびその認定番号を記載することも可とする。

以下に例を示す。

（株）××××
(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号（数字のみでも可）

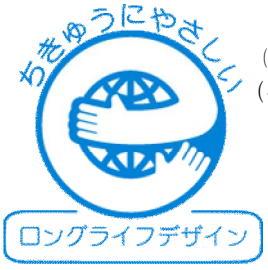

（株）××××
(エコマーク使用契約者名)

エコマーク認定番号
第○○○○○○○○号（数字のみでも可）

2007年8月27日　制定（Version1.0）
2008年8月21日　改定（4-1(8)環境法規遵守基準　Version1.1）
2009年4月28日　改定 (革に関する試験方法の追記 Version1.2)
2010年3月15日　改定（用語の定義、革に関する試験方法など　Version1.3）
2011年3月1日　改定（マーク表示方法について　Version1.4）
2011 年 11 月 1 日　改定（革に関する試験方法の変更　Version1.5）
2012年7月13日　改定（5.(3)(4)削除　Version1.6）
2017年8月31日　有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

別表１　対象製品リスト

分類	各分類に該当する製品 (日本標準商品分類分類番号)
袋物	
ハンドバッグ ＊1	合成皮革製ハンドバッグ　(79513)
	その他のハンドバッグ　(79519)
小物入れ ＊2	合成皮革製小物入れ　(79523)
	その他の小物入れ　(79529)
たばこケース	タバコケース　(8132)
ファッションバッグ ＊3	合成皮革製ファッションバッグ　(79543)
	その他のファッションバッグ　(79549) ＊20
その他の袋物	その他の袋物　(7959)
旅行用かばん	
トランク ＊4	その他のトランク　(796129)
ボストンバッグ ＊5	合成皮革製ボストンバッグ　(796132)
	その他のボストンバッグ　(796139) ＊5
トレインケース＊21	合成皮革製トレインケース　(796142)
	プラスチック製トレインケース　(796143)
ショルダーバッグ ＊6	合成皮革製ショルダーバッグ　(796152)
	その他のショルダーバッグ　(796159) ＊22
タウンバッグ ＊7	合成皮革製タウンバッグ　(796162)
	その他のタウンバッグ　(796169)
事務用かばん	
ブリーフケース ＊8	合成皮革製ブリーフケース　(796212)
	その他のブリーフケース　(796219)
書類入れかばん ＊9	合成皮革製書類入れかばん　(796222)
	その他の書類入れかばん　(796229)
システムケース	その他のシステムケース　(796249)
メンズバッグ	その他のメンズバッグ　(796259)
その他の事務用かばん	その他の事務用かばん　(79629)
学生かばん	
手提げかばん ＊10	合成皮革製手提げかばん　(796312)
	その他の手提げかばん　(796319)
肩掛かばん	その他の肩掛かばん　(796329)
ランドセル	合成皮革製ランドセル　(796332)
	その他のランドセル　(796339)
幼児用かばん	合成皮革製幼児用かばん　(796341)
	その他の幼児用かばん　(796349)
うわばき入れ	合成皮革製うわばき入れ　(796351)
	プラスチック製うわばき入れ　(796352)
スポーツ・レジャー用かばん	
キャディバッグ ＊11	合成皮革製キャディバッグ　(796412)
	その他のキャディバッグ　(796419)
ボウリングバッグ・ケース	合成皮革製ボウリングバッグ・ケース　(796421)
	プラスチック製ボウリングバッグ・ケース　(796422)
スキーケース・バッグ ＊12	合成皮革製スキーケース・バッグスキーケース・バッグ　(796431)
	プラスチック製スキーケース・バッグ　(796432)
ラケットケース・バッグ ＊13	合成皮革製ラケットケース・バッグ　(796441)
	その他のラケットケース・バッグ　(796449)
リュックサック ＊14	合成皮革製リュックサック　(796451)
	プラスチック製リュックサック　(796452)
フィッシングバッグ ＊15	プラスチック製フィッシングバッグ　(796461)
	その他のフィッシングバッグ　(796469)
アイスバッグ	プラスチック製アイスバッグ　(796471)
	その他のアイスバッグ　(796479)
銃ケース ＊16	合成皮革製銃ケース　(7964912)
	その他の銃ケース　(7964919)
その他のスポーツ・レジャー用かばん	他に分類されないその他のスポーツ・レジャー用かばん　(796499)

分類	各分類に該当する製品 (日本標準商品分類分類番号)
楽器用ケース	
管楽器ケース	合成皮革製管楽器ケース　(796511)
	プラスチック製管楽器ケース　(796512)
弦楽器ケース	合成皮革製弦楽器ケース　(796521)
	プラスチック製弦楽器ケース　(796522)
打楽器ケース	合成皮革製打楽器ケース　(796531)
	プラスチック製打楽器ケース　(796532)
楽譜入れケース	合成皮革製楽譜入れケース　(796541)
	その他の楽譜入れケース　(796549)
光学機器・ラジオ用ケース	
ギャジットバッグ ＊17	合成皮革製ギャジットバッグ　(796612)
	プラスチック製ギャジットバッグ　(796613)
双眼鏡ケース ＊18	合成皮革製双眼鏡ケース　(796622)
	プラスチック製双眼鏡ケース　(796623)
卓上電子計算機用・テープレコーダ用ケース	合成皮革製卓上電子計算機用・テープレコーダ用ケース　(796632)
	プラスチック製卓上電子計算機用・テープレコーダ用ケース　(796633)
ラジオ用ケース	合成皮革製ラジオ用ケース　(796642)
	プラスチック製ラジオ用ケース　(796643)
職業用かばん	
工具用ケース ＊19	プラスチック製工具用ケース　(796711)
	その他の工具用ケース　(796719)
ドクターバッグ	合成皮革製ドクターバッグ　(796722)
	その他のドクターバッグ　(796729)
図のう	合成皮革製図のう　(796732)
	その他の図のう　(796739)
車掌用かばん	合成皮革製車掌用かばん　(796742)
	その他の車掌用かばん　(796749)
その他のかばん	
バスケット	その他のバスケット　(796919)
宝石入れケース	合成皮革製宝石入れケース　(796921)
	プラスチック製宝石入れケース　(796922)
ネクタイケース	合成皮革製ネクタイケース　(796931)
	その他のネクタイケース　(796939)
キーケース	合成皮革製キーケース　(796942)
	その他のキーケース　(796949)
ハットケース	プラスチック製ハットケース　(796951)
	その他のハットケース　(796959)
他に分類されないかばん	他に分類されないかばん　(79699)

＊1　ショルダーバッグ、クラッチバッグ及びポシェットを含む)
＊2　札入れ、がま口、名刺入れ、定期入れなど
＊3　紙製ショッピングバッグを除く
＊4　フットロッカー及びキャビントランクを含む
＊5　ゴルフバッグを含む
＊6　エアバッグを含む
＊7　トートバッグ、カジュアルバッグ、ビーチバッグ、ミニチュアバッグ及びバニティバッグを含む
＊8　ダレスケース、エレガントケース及びミッチケースを含む
＊9　ハンディケース、スピードケース及び引手ポートフォリオを含む
＊10　二本手を含む
＊11　クラブヘッドカバーを含む
＊12　スケートバッグを含む
＊13　バットケース及びボールバッグを含む
＊14　ナップサック、ボンサック及び狩猟用リュックサックを含む
＊15　釣竿ケースを含む
＊16　狩猟用を含む
＊17　カメラケースを含む
＊18　顕微鏡ケース及び望遠鏡ケースを含む
＊19　部品用ケースを含む
＊20　紙製ショッピングバッグを除く)
＊21　化粧ケースを含む
＊22　エアバッグを含む

別表2　長期使用設計チェックリスト

型式名称

申請者

社　印

101V1基準D

チェック項目設定の考え方は、「解説」B-1項（5ページ）を参照ください

分類	No.	要求	対象	実現	獲得ポイント数	添付資料	ねらい
構造と縫製	1	本体のまとめの縫製は二度縫いがされているか。	本体部分	はい / いいえ	1	なし	糸のほつれ防止
	2	特に力が掛かりやすい部分は二度縫い、バータック加工（棒状の補強縫製）、並縫いの途中の返し針、鋲・カシメ・リベット止めなどの補強がされているか。	把手やショルダーの付け根部分、ポケット部分	はい / いいえ	1	本書類に補強の内容を記入 （　　）	糸のほつれ防止
	3	縫合部の生地の切り口は、裁断面が表に出ないような縫製がされているか、あるいは縁を縫い付ける、パイピングを行うなどのほつれ防止対策がされているか。	本体の縫合部	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入 （　　）	糸のほつれ防止
	4	裏地の取付箇所は、補強縫製がされているか。	本体裏地の取付箇所	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入 （　　）	糸のほつれ防止
	5	ファスナーの取替え（縫い直し）を前提に設計がされているか。	本体のファスナー開口部	はい / いいえ	1	なし	修理の容易化
	6	磨耗しやすい部分は、他の部分より丈夫な生地を用いる、補強部材でガードするなどの対策がされているか。	本体部分（かど）、把手	はい / いいえ	1	本書類に対策の内容を記入 （　　）	長期使用の促進
	7	製造事業者（製品企画者を含む）は、申込製品の企画段階からフィールドテストを行い、不具合が発生しないか、不具合が出た箇所について対策を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	8	製造事業者（製品企画者を含む）は、高温・多湿などの過酷な条件下において、申込製品の耐久性試験を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	9	縫い目から生地が破断してしまわないよう、生地の材質に応じて、適正な縫い目のピッチ（間隔）で縫製を行ったか。	製品全体	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
材料の選択	10	表地の[x]%以上にリサイクル繊維、または再生プラスチックを使用しているか。	製品全体(表地)	X≧50 X≧40 X≧20	3 2 1	繊維材料リスト（記入表101-9）および原料供給証明書（記入表101-5）	環境負荷低減効果
	11	ファスナーは、JIS S3015の強度規格を満足するものを採用しているか。	ファスナー	はい / いいえ	1	採用するファスナーがJIS規格に適合していることを証明する試験結果（JIS認定工場の写しでも可）	長期使用の促進
	12	ファスナーは、スライダーの交換が可能なものを採用しているか。	ファスナー	はい / いいえ	1	なし	修理の容易化
	13	縫製糸は、ナイロン糸や、番手の太いもの（20番以上）を採用しているか。	製品全体（主要部分）	はい / いいえ	1	なし	長期使用の促進
	14	生地は、たて糸・よこ糸の太さが太いものや、強撚糸ナイロン、アラミド繊維ナイロン（バリスティックナイロン）など強度に優れたものを採用しているか。	製品全体（主要部分）	はい / いいえ	1	本書類に選択した材料を記入 （　　）	長期使用の促進
	15	生地は、JIS L0849にもとづく摩擦染色堅牢度が乾燥・湿潤ともに3級以上のものを採用しているか。	製品全体（主要部分）	はい / いいえ	1	JIS L0849にもとづく試験結果（写しでも可）	長期使用の促進
	16	金具同士が擦れ合う箇所は、摩擦に強い金属（鉄など）を採用しているか。	肩ひもの取り付けフック部分など	はい / いいえ	1	本書類に選択した材料を記入 （　　）	長期使用の促進
長期使用化	17	1年間以上(ランドセルについては、6年間以上)の長期保証制度が用意されているか。なお、長期保証制度は、保証開始日と保証期間、ならびに保証内容（保証対象となる部分、請求できる内容（修補請求など））を明確にしていることを条件とする。	製品全体	はい / いいえ	3	製品の長期保証制度の概要を説明する資料（品質保証書など）	長期使用の促進

合計　　ポイント　⇒　判定：　適合 ・ 不適合

＊10ポイント以上を適合と判定する

別表3

特定フロン （ＣＦＣ５種）	トリクロロフルオロメタン
	ジクロロジフルオロメタン
	トリクロロトリフルオロエタン
	ジクロロテトラフルオロエタン
	クロロペンタフルオロエタン
その他のＣＦＣ	クロロトリフルオロメタン
	ペンタクロロフルオロエタン
	テトラクロロジフルオロエタン
	ヘプタクロロフルオロプロパン
	ヘキサクロロジフルオロプロパン
	ペンタクロロトリフルオロプロパン
	テトラクロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロペンタフルオロプロパン
	ジクロロヘキサフルオロプロパン
	クロロヘプタフルオロプロパン
	四塩化炭素
	1,1,1-トリクロロエタン
代替フロン （ＨＣＦＣ）	ジクロロフルオロメタン
	クロロジフルオロメタン
	クロロフルオロメタン
	テトラクロロフルオロエタン
	トリクロロジフルオロエタン
	ジクロロトリフルオロエタン
	クロロテトラフルオロエタン
	トリクロロフルオロエタン
	ジクロロジフルオロエタン
	クロロトリフルオロエタン
	ジクロロフルオロエタン
	クロロジフルオロエタン
	クロロフルオロエタン
	ヘキサクロロフルオロプロパン
	ペンタクロロジフルオロプロパン
	テトラクロロトリフルオロプロパン
	トリクロロテトラフルオロプロパン
	ジクロロペンタフルオロプロパン
	クロロヘキサフルオロプロパン
	ペンタクロロフルオロプロパン
	テトラクロロジフルオロプロパン
	トリクロロトリフルオロプロパン
	ジクロロテトラフルオロプロパン
	クロロペンタフルオロプロパン
	テトラクロロフルオロプロパン
	トリクロロジフルオロプロパン
	ジクロロトリフルオロプロパン
	クロロテトラフルオロプロパン
	トリクロロフルオロプロパン
	ジクロロジフルオロプロパン
	クロロトリフルオロプロパン
	ジクロロフルオロプロパン
	クロロジフルオロプロパン
	クロロフルオロプロパン